

広島県告示第八百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和二年八月十日までの間、縦覧に供する。

令和二年七月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八六号

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
府中市高木町字本堀田六四三番一地先から 府中市高木町字松清五四二番四地先まで		旧	九・四〇～ 八・〇〇	一一三・〇〇	
新			一四・五〇～ 三〇・五〇	一一二・〇〇	拡幅

一 道路の種類

県道

二 路線名

府中松永線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
府中市高木町字本堀田六四三番一地先から 府中市高木町字本堀田六四二番一地先まで		旧	八・〇〇～ 九・五〇	三五・〇〇	
新			一八・四〇～ 一九・〇〇	三五・〇〇	拡幅